

高齢者の任意代理における こんなときどうする!?

高齢者の依頼を受け任意代理人が来店したケースで困ってしまう事例を挙げ、対応法を解説します。解説=佐々木城彦 信金中央金庫 信用金庫部 上席審議役

高齢者の任意代理取引に潜む 問題点と実務対応のポイント

まずは高齢者の任意代理取引における基本対応を解説します。
解説=佐々木城彦 信金中央金庫 信用金庫部 上席審議役

65 歳以上の高齢者の総人口に占める比率（高齢化率）が21%を超える社会を「超高齢社会」と呼び、日本がこの超高齢社会に突入してからすでに10年が経過しました。

その中で、当然ながら高齢者による金融取引も増えていきます。家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てが必要となる任意後見制度の利用件数も、図表のとおり着実に増加がみられます。したがって、それ以前の段階でもいえる、高齢者による「任意代理」も増加傾向にあると思われれます。

意思能力なき者の行為は無効

① 高齢者による任意代理の問題点
任意代理においては、「だれに」「どのような範囲・権限を与

えるか」が、本人の意思によって決定されます。言い換えれば、任意代理が成立するためには、本人の意思（決定）能力が備わっている必要があります。

意思能力は、自己による行為の法的な結果を認識・判断できる能力をいいます。意思能力なき者の行為は、判例により無効と解されています（大判・明38・5・11）。つまり、個人差はあるものの、加齢に伴い人は身体・精神機

●任意後見監督人選任の 審判の申立件数

年次	件数
平成22年	602
平成23年	645
平成24年	685
平成25年	716
平成26年	738

出典：最高裁判所事務総局家庭局

本人と話して確認する

② 任意代理人への実務対応
では、任意代理人が高齢者本人の委任状などを持参する形で取引のため来店したら、どのように対応すればよいでしょうか。
まず、そもそも意思能力の確認が必要な「高齢者」の定義を確認しておきましょう。若年層を含むあらゆるお客様の意思能力を疑うのは現実的ではありません。例えば「〇歳以上の預金者」など一定の定義を決めている金融機関もあります。本人が高齢者となりその意思能力を確認する必要があると判断さ

能が衰えていき、そのような者が作成した委任状や代理人届は、そもそも有効とはいえないケースがあるというわけです。したがって、高齢者から依頼を受けた任意代理人と取引を行う際には、この点に注意しなければなりません。

実務対応のポイント

- 本人に意思能力があることが任意代理の成立要件
- 意思能力に疑いがある高齢者本人の代わりに任意代理人が来店した場合、本人と話して意思能力を確認



れる場合は、電話連絡や面談などの手段によって、本人と話します。この際に違和感や不安を覚えれば、任意代理人への払戻しは謝絶せざるを得ません。面談時の照会内容や判断時のガイドラインなどを定めている金融機関もみられますので、内部ルールを参照しておきましょう。
仮に意思能力に疑いとされた場合、金融機関の職員が「精神機能が衰えているため依頼には応じられない」と言えば、高齢者本人・任意代理人ともに不快に思うでしょう。よって謝絶時には、同居親族を交えたり、複数の行職員によって丁寧な説明を行ったりすることも一案となるでしょう。

ケース 1 「認知症の症状がある」という預金者の 委任状を持って任意代理人が来店した



「認 知症の発症」意思能力の喪失」とみなされますので、そうした場合は、任意代理自体が成立しません。

一方で、その配偶者や実子が、「もう本人は金融取引を行えない。委任状を提出すれば銀行にも迷惑がかからないしよいだろう」などと考えて払戻しを希望することも少なくないでしょう。

成年後見制度への移行も

本ケースにおいても、高齢者本

人が認知症である疑いがある以上、提示された委任状が有効ではない可能性もあります。そこで、

⑦ 委任状や代理人届については（本人の自署という形式要件だけでなく、必要に応じて）本人との面談・連絡を通じた実質的な意思能力の確認を行うこと、④ 前記⑦の結果、本人の意思能力の減退・喪失などが認められた場合には、任意代理取引に応じることはできず、成年後見制度等への移行が原則となることを解説します。

そのうえで、高齢者に意思能力がない場合は任意代理が成立しない理由を説明し、取引を謝絶せざるを得ません。

ただし紋切型の対応で機械的に断るのではなく、介護に伴う負担等を念頭に置き、丁寧な説明を行うことが大切です。

なお、本稿では一般的な金融機関の取扱いを説明していますが、実際の事務対応は個別金融機関によってかなりの差異が認められます（金融機関所定の委任状様式への記入を求める）「面前自署を依頼する」等）。したがって、お客様に説明する前には、内部ルールを必ず参照願います。

実務対応のポイント

- 預金者が認知症と聞いた以上、提示された委任状ではなく、面談等で本人の意思能力を確認
- 高齢者の意思能力の減退などが認められれば、成年後見制度の利用を促す